

一般財団法人国際建設技能振興機構
平成30年度事業計画書

本機構は、我が国の建設分野をはじめとする技術・技能・知識を習得・実践しようとする各国の人材の受入れ、育成等が適正に実施されるよう必要な支援等を行うことを目的とする団体である。

建設産業の担い手不足という構造的な問題がある中、復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するため、平成27年4月から外国人建設就労者受入事業に基づく外国人建設就労者の受入れが開始された。

平成29年度本機構は、外国人建設就労者受入事業に係る制度推進事業実施機関として、特定監理団体及び受入建設企業に対する巡回指導を実施し、適正な受入れに向け関係者に指導・助言を行うとともに、「母国語相談ホットライン」を開設し外国人建設就労者に対するサポートを行っている。

また、外国人建設就労者受入事業に係る人材活用モデル事業において、事前教育訓練事業者を選定し、事前教育訓練の効果測定と助言・指導等を行うとともに「外国人建設技能人材向け事前教育訓練プログラム」を作成し、関係者に配布した。

これらの業務を通じ、特定監理団体、受入建設企業、外国人建設就労者、現地送出し機関、海外進出日系ゼネコンなど多くの関係者との対話を重ね、ノウハウの蓄積に努めている。

平成30年度は引き続き、外国人建設就労者が国内の建設事業の円滑な実施に貢献するとともに、母国の経済発展と我が国の建設企業の海外進出を支える人材として育成されていくために必要な支援策について、関係者と協議・検討し、実施に移していくことを柱として、以下に取り組む。

1. 研修・セミナー等事業

(1) 外国人建設就労者受入事業制度のもとで受入れが円滑に行われるよう、監理団体、受入建設企業等を対象とした研修会・セミナー等を開催する。

(2) 外国人建設就労者が建設分野の技能や日本語の能力をさらに向上させる

ための講習等の支援を行う。

2. 受託事業

本機構の事業目的に合致する事業の受託を目指す。

「外国人建設就労者受入事業に係る制度推進事業」(履行期間：平成31年3月29日まで)については、受託することができれば、特定監理団体及び受入建設企業に係る巡回指導業務、外国人建設就労者に対する母国語電話相談業務等を適正に実施し、受入れの質の向上に努める。

また、外国人材の育成に関する調査研究事業についても、受託することができれば、現状の分析・今後の施策に関する提案等の業務を適切に実施する。

3. 関係者からの相談等への対応

母国語を含め、外国人建設就労者受入事業関係者からの相談等に対応できる体制を整備し、相談・助言等を行う。

4. 適正な送出し及び受入れに係る情報収集及び支援策の検討

外国人技能人材の受入れにかかわる関係者から、外国人技能人材の適正な送出し及び受入れに関する情報の収集を行うとともに、これら人材の適正な送出し及び受入れや海外での継続的な活用について、関係者とともに必要な支援策の検討を行う。

5. 新規事業の開拓

上記4. の検討等を踏まえながら、新規事業の開拓に努める。

6. 広報・啓発の推進

本機構のホームページで業務内容、取組み等を周知し、事業の進展に応じてホームページを充実する。

7. 業務運営体制の整備

引き続き、今後の業務運営の基盤となる必要な人員、機材等を確保するとともに、指導相談員の資質向上のための研修を実施する。